

ポイント事業1 スマートフォン購入促進ポイント事業について

より多くの町民の皆さまにデジタルサービスをご利用いただけるよう「初めてスマートフォンを購入された65歳以上の方」に対して20,000ポイントを付与します！

【要件】

- 初めてスマートフォンを購入した方（令和7年10月1日以降に購入された方）
※フィーチャーフォン（ガラケー）からの買い替えも対象です。
- 町内在住者で令和7年度に65歳以上の方
（昭和35年3月31日以前に生まれた方）
- 町が指定するアプリをインストールできる機種であること



スマホにチャレンジ！

申請締切
令和8年3月31日まで

【ポイント】

- スマホ購入促進ポイント **20,000**ポイント

加盟店で
20,000円分の
買い物ができます！

【申請方法は以下のとおり】

- ① 役場総務課デジタル推進係に購入前に電話をする
申請方法を説明します。
フィーチャーフォン（ガラケー）からスマホへ機種変更の場合は、*旧端末を事前確認します。
***購入前に役場に寄っていただく必要があります。**
- ② 店舗に行ってスマートフォンを購入する（店舗から購入明細書をもらう）
- ③ マイナンバー等の身分証明書と店舗からの購入明細書、申請書を役場総務課に提出する
※「オオサキポイントカード」も必ずご持参ください。

お問い合わせ先 ☎476-1111(252)

「スマホ購入促進ポイント事業」に関するお問い合わせは、役場総務課デジタル推進係まで

ポイント事業2 健康促進ポイント事業について

あなたの健康づくりを応援する健康アプリ「*まるけん」が登場！「まるけん」を登録して歩いたり、体調や体重を記録すると、ポイントが貯まります。獲得したポイントは地域通貨「オオサキポイント」として付与され、町内の加盟店でお買い物などに利用可能！毎日の健康習慣が、あなたの暮らしにちょっと嬉しい特典をもたらします。今すぐ「まるけん」に登録して、楽しく健康づくりを始めましょう！

「*まるけん」＝「まるごとけんこう」の略

※この健康アプリ「まるけん」は高知県日高村と静岡県西伊豆町と共同利用をおこないます。

NO	ポイント項目	獲得ポイント	付与タイミング
1	起動ポイント（起動時の体調登録）	1P	日 毎
2	歩数ポイント（自らの設定する目標歩数）	10P	日 毎
3	歩数ポイント（厚労省が推奨する歩数）	10P	日 毎
4	継続チャレンジ（目標歩数を10日間）	10P	週1回
5	継続チャレンジ（推奨歩数を10日間）	10P	週1回
6	血圧登録ポイント（朝・夕）	各5P	日 毎
7	体重登録ポイント	5P	日 毎
8	健康診断結果登録ポイント	500P	年1回

月最大
1,000
ポイント



毎日運動！
毎日アプリ起動！



- ポイントを獲得するには、地域通貨「chiica」（チカ）アプリの登録が必要です。
- **健康アプリ「まるけん」のインストール・設定作業は令和7年11月4日から可能です。**
- **歩数ポイントを獲得するには、歩いた後、もしくは就寝前にアプリを一度起動する必要があります。**
- ふれあいフェスタinおおさきで「ウォーキングイベント」を開催します。詳しくは、26ページをご覧ください。

お問い合わせ先 ☎476-1111(132・134・135・136)

「健康アプリまるけん」に関するお問い合わせは、役場保健福祉課健康増進係まで